

基金情報

No. 130 平成24年11月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成24年度・主要事業概況

事項	10月末数	対前月増減数	事項	10月末数(累計)	
事業所数(件)	223	-2	年金掛金	調定額(円) 866,406,040	
加入員数(人)	男子	4,260	5	収納額(円)	859,834,998
	女子	2,134	-3	収納率	99.24%
	計	6,394	2	事務費掛金調定額(円)	25,223,012
平均標準給与月額(円)	男子	342,460	-555	資産運用	信託資産額(時価) 222億8,603万円
	女子	231,303	-86		修正総合利回り -3.36%
	計	305,361	-335		ベンチマーク差 0.04%
受給者数(人)	6,383	5	慶弔金の支給件数・金額	33件46万円	
平均年金額(円)	521,686	519	年金相談件数	556件	

賞与支払届 賞与の届出はお早めに！

被保険者(加入員)に賞与を支給した場合は、支払日から5日以内に「賞与支払届」と「賞与支払届総括表」をご提出ください。当基金では、届出用紙等を各事業所の賞与支払予定月の前月末頃に送付しています。賞与支払予定月に賞与支給がなかった場合でも、賞与の支払登録がある間は「不支給」として総括表のご提出が必要となります。賞与支払予定月の変更・削除には届出が必要となりますので、詳細は各所へお問い合わせください。

《電子媒体によるご提出について》

日本年金機構・健康保険組合・厚生年金基金では「電子媒体(CD・FD等)」による届書の提出を受付けています。電子媒体での届出を行う際は、事前に特別な手続きは必要なく、日本年金機構のホームページより電子媒体申請プログラムをダウンロードすることにより、電子媒体での届出が可能となります。

賞与支払届や算定基礎届等、定期的に大量の届出を必要とするものは電子媒体でのご提出を是非ご利用ください。プログラムのダウンロード等は年金機構ホームページをご覧ください。

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/sinsei/denshibaitai.jsp>

住所変更届 住所変更の届出を忘れずに！

厚生年金保険・健康保険・厚生年金基金では被保険者(加入員)の方が住所変更をされた場合に届出が必要となります。住所変更の届出用紙はそれぞれ様式が異なりますので、届書が必要な時は各所へお問い合わせください。なお、当基金の届出用紙は基金ホームページよりダウンロードできます。

<http://www.glskkn.com/index.html>→各種届出様式→適用関係→加入員住所変更届

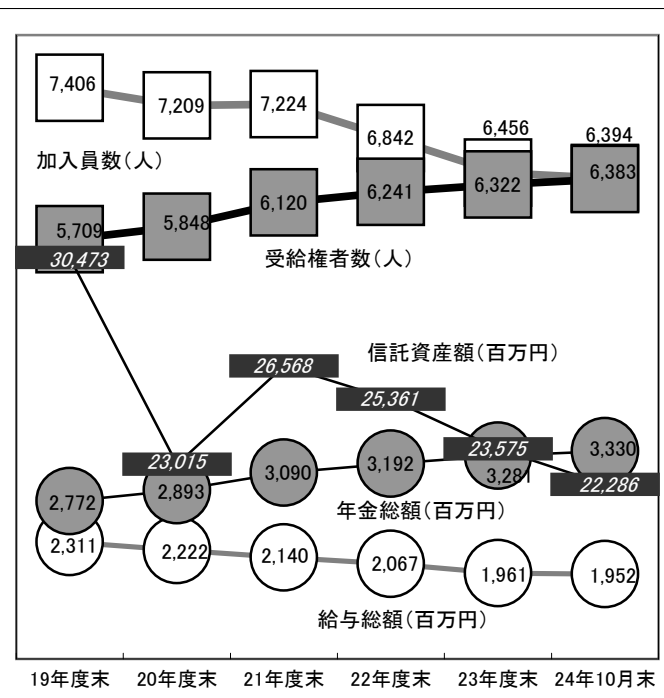
チェックポイント！

当基金では年金の支給開始年齢になった時に、年金請求の申請書類を喪失届に記載されたご住所宛に送付しています。(当基金の加入員期間が10年未満で支給開始年齢前に加入員資格を喪失された方は、企業年金連合会から申請書類が送付されます。)

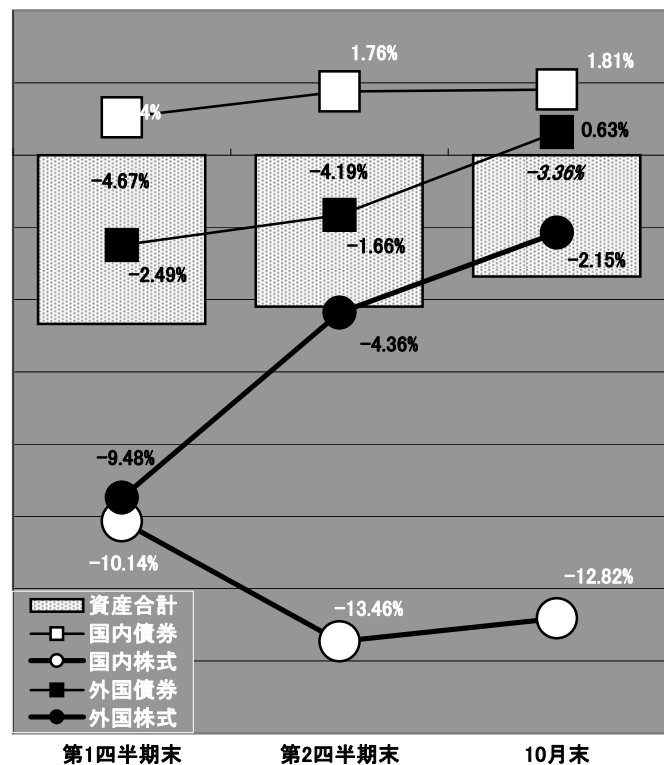
近年、申請書類が宛先不明で戻ってくるケースが見受けられます。将来の確実な年金支給のためにも、喪失届の住所は「退職後でも書類が届く住所」をご記入ください。また、資格喪失後にご住所を変更された場合は、ご本人様が当基金へ住所変更のご連絡をくださいますよう、従業員の方々に周知の程、お願い申し上げます。資格喪失後の住所変更届出用紙は当基金ホームページよりダウンロードできます。

<http://www.glskkn.com/index.html>→各種届出様式→適用関係→加入員届出事項変更届

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成24年度>



設立事業所の異動(規約変更関係等)・10月処理

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
代表者変更	共同硝子株式会社	山本 安紀子 氏	H24.9.3

12月の予定

14日 告知書(11月分)発送

※12月分の適用関係書類の〆切は1月7日です。

年減年始の業務日程のお知らせ

【年内】平成24年12月28日(金)まで
 【年始】平成25年 1月 4日(金)より通常業務

【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金 (加入期間5年以上の加入員が死亡したとき)
- ◇ 結婚祝金 (加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき)

【給付金額】

- ◇ 弔慰金 (遺族へ支給)
 - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
 - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金 (加入員本人へ支給)
 - 加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求(請求書は当基金のホームページからダウンロードできます)

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅します

* 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください

年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。(将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。)

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護の目的から書面にて回答させていただきます。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

毎月、月末に自動引き落としとなります。

納め忘れもなく、振込手数料もかからず手続きも簡単です。

《口座振替銀行》

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。(振替日は28日となります。)(※)一部の金融機関は除きます。

詳しくは当基金までお問合せください。

* 11月分の掛金納入期限は、平成25年1月4日となりますので、ご協力お願いいたします。

【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が見ただけのご配慮の方をお願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています

創刊号から直近号までご覧いただけます

加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください

<http://www.glskkn.com>